

○白河みのり保育園運営規程

(施設の目的)

第1条 白河みのり保育園（以下「保育園」という。）は、児童福祉法に基づき保育を必要とする小学校就学前子どもの保育を行うほか、子どもの人権を尊重し、子どもの健全な発達及び最善な幸福のために保護者や地域の住民と協力し、子育て支援を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 保育園の運営方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一人一人の子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育み、健やかな育ちを支える。
- (2) 子ども自身が伸びようとする力を育み、一人一人の発達や生活リズムに配慮した保育をし、心身の調和のとれた発達の基礎が自然に育まれるようにする。
- (3) 優しさ、思いやり、感謝する心、希望を持つこと、そして人を愛すること、生きるために大切な力を育む保育を行う。
- (4) 家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。

(保育の内容)

第3条 保育園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という）その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）及び次に掲げる目標に沿って乳幼児の発達に必要な保育を総合的に提供する。

- (1) じょうぶな子どもを育てる。
- (2) 心豊かな子どもを育てる。
- (3) 進んで友達と遊べる子どもを育てる。
- (4) よく考える子どもを育てる。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 保育園における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、保育士の員数は、おおむね必要な員数とする。

- | | | |
|---------------|-----|-------------------------|
| (1) 園長 | 1名 | 保育園の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| (2) 副園長 | 1名 | 園長を補佐し、保育園の事務を整理する。 |
| (3) 保育士 | 16名 | 保育業務をつかさどる。 |
| (4) 看護師 | 1名 | 乳児保育、看護業務をつかさどる。 |
| (5) 園医（非常勤） | 1名 | 嘱託医師 |
| (6) 園歯科医（非常勤） | 1名 | 嘱託歯科医師 |
| (7) 事務職員 | 1名 | 事務業務をつかさどる。 |
| (8) その他職員 | 3名 | その他必要な業務をつかさどる。 |

(保育を提供する日及び時間)

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日並びに翌年1月2日及び3日を除く。

2 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前7時30分及び午後6時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を提供する。
 - (2) 保育短時間認定に係る保育時間は、午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前8時30分及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を提供する。
- 3 保育園の開所時間は、次のとおりとする。
- (1) 月曜日から金曜日は、午前7時から午後7時までとする。
 - (2) 土曜日は、午前7時15分から午後6時までとする。

(利用者負担額その他の費用等)

第6条 白河市内に住所を有する支給認定保護者は、白河市条例に規定する利用者負担額を白河市に支払わなければならない。

- 2 他の市区町村に住所を有する支給認定保護者は、法第27条第3項第2号の市町村が定める額を、住所を有する市区町村又は白河市に支払わなければならない。
- 3 保育園は、白河市条例の規定により、次に掲げる費用の支払を支給認定保護者から受けるものとする。

項目	内容、負担を求める理由及び目的		金額
災害共済給付	園の管理下で災害発生時の災害給付のため（医療費・障がい見舞金・死亡見舞金）		210円
給食費	3歳以上児の給食費	主食費	600円
		副食費	4,500円
保護者会費	在園児の保護者の福祉の増進、厚生事業のため		保護者会総会で定める額
遠足参加費	遠足を実施するための保護者負担分		

(利用定員)

第7条 利用定員については、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども 49名
 - (2) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（満1歳以上） 30名
 - (3) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（満1歳未満児） 10名
- （利用の開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項）

第8条 保育園は、白河市保育の利用に関する規則（平成27年白河市規則第14号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定により、支給認定保護者から本園への利用の申込みがあった場合には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項及び第73条第1項、規則第3条並びに白河市保育の利用の調整に関する要綱（平成27年白河市告示第95号）の規定により、選考を実施する。

- 2 市が保育園の利用を認めた場合には、保育園と保護者が保育園に係る保育内容等について協議し、保護者が当該保育内容等に同意したときは、規則第2条第2項の保育所入所承諾書を通知し、保育園の利用に係る契約を締結するものとする。

- 3 支給認定保護者は、保育園から児童を退所させようとするときは、規則第6条に規定する保育所退所届を保育園を経由し市長に届け出るものとする。
- 4 次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 他の児童に感染のおそれがあると認められる病気があるとき。
 - (2) 法第23条第2項に規定する支給認定の変更の認定の際、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認定したとき。
 - (3) 法第24条第1項の規定による取消しを行ったとき。
 - (4) 保育園を30日欠席し、かつ、当該児童の保護者が行方不明等であるとき。
 - (5) その他保育の利用が困難であると認められるとき
(緊急時等における対応方法)

第9条 保育園は、保育の提供中に、園児に体調の急変が生じたとき、事故が発生したときその他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等及び園医又は子どもの主治医に連絡を行う等の措置を講じる。
(非常災害対策)

第10条 保育園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他の非常災害に必要な設備を設けるとともに、火災、地震その他の災害の態様ごとに非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意を図り、訓練を行う。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、毎月1回以上行う。
(虐待の防止のための措置)

第11条 保育園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止のため次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による子どもに対する虐待の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待の防止のための必要な措置
(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、保育園は、児童福祉法、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年福島県条例第87号)、条例その他法令を遵守するものとする。

附 則

この規程は、平成29年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月30日から施行し、第6条の規定は令和元年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。